

平成25年6月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成25年6月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成25年6月6日(木) 午後2時開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第5号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に係る意見聴取について  
議案第6号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について  
議案第7号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の一部改正について  
議案第8号 市川市社会教育委員の委嘱について  
議案第9号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について  
議案第10号 市川市博物館協議会委員の委嘱について  
議案第11号 平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について  
議案第12号 平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
  - 6 報告第5号 市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負契約に係る臨時代理の報告について
  - 7 その他
  - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第5号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に係る意見聴取について  
議案第6号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について  
議案第7号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の一部改正について

- 議案第8号 市川市社会教育委員の委嘱について  
 議案第9号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について  
 議案第10号 市川市博物館協議会委員の委嘱について  
 議案第11号 平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について  
 議案第12号 平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について  
 報告第5号 市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負契約に係る臨時代理の報告について

- 2 その他 (1) 平成25年度市川市奨学生の決定について  
 (2) 平成25年度における教科書展示会について  
 (3) 平成25年度中学生海外派遣事業について

- 5 出席委員 宇田川 進  
 五十嵐 芙美子  
 中村 ふじ江  
 内田 茂男  
 小林 正貫  
 田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	赤石 欣弥
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治
人事・福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	伊藤 三郎
教育施設課長	戸佐 薫	義務教育課長	新田 司
学校安全安心対策担当室長	井上 栄	指導課長	平山 健次
保健体育課長	永田 博彦	教育センター所長	山元 幸惠
生涯学習振興課長	牛尾 進一	青少年育成課長	山田 修一
社会教育課長	秋本 賢一	自然学習課長	川元 洋
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	堀切 公雄
子育て支援課長	小松 朝美		

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越 英明
〃	主 幹	福田 修
〃	副主幹	近藤 孝子

// 副主幹 宮内由美子  
// 副主幹 岡田 靖弘  
// 主 査 中俣 智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成25年6月定例会教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、内田委員、小林委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第5号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に係る意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 子育て支援課長

子ども・子育て支援新制度について検討を行っていく市川市子ども・子育て会議につきまして、さきの2月定例会で平成25年7月1日施行として設置の条例を制定させていただきました。このことから、市長が市川市子ども・子育て会議の委員15人を委嘱することに関しましてご意見を伺うものでございます。委員の任期につきましては、平成25年7月1日から平成27年6月30日の2年間となっております。委員につきましては、市川市子ども・子育て会議条例にもとづき、お手元にある表のとおり、学識経験者、関係団体の推薦を受けた者、地域において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者、市民の方から選任させていただくものです。会議では、子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、25年度は市民ニーズ調査の実施に向けて検討を行っていく予定でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 中村委員

子ども・子育て会議というのは具体的にはどのようなことをされるのですか。

○ 子育て支援課長

子ども・子育て新制度におきまして、今後の市川市の子ども・子育てに関する計画を策定すること、それからこちらにありますようにその策定に向けてニーズ調査を実施いたします。そのニーズ調査の内容等を検討していく予定でございます。

○ 中村委員

ということは、子ども・子育てという対象の年齢は幼稚園までですか。

○ 子育て支援課長

就学前の他、放課後保育クラブも入り、子ども全体に関係してきます。

○ 五十嵐委員

事業計画の策定、ニーズ調査、それが終わったら、この会議というか委員の役割は終わりということですか。

○ 子育て支援課長

計画を立てていく、実施していくという中で、色々なものを決めていただくようになります。また、計画を立てるだけでなく、進行管理も行っていきます。新制度の施行に向けて、色々審議していただきます。

○ 五十嵐委員

年にどの位会議が予定されていますか。

○ 子育て支援課長

平成25年につきましては6回、それ以降は6回になります。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第5号について教育委員会の意見は異議なしとしてよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

本案は異議なしと決定します。子ども部におかれましては、このあと会議があると伺っております。どうぞご退席ください。

[子ども部職員、退席]

○ 宇田川委員長

次に議案第6号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

本規則は、私立幼稚園に在園する園児の保護者の経済的負担の軽減及び公立幼稚園の保育料との格差是正を図るため、当該園児の属する世帯の所得状況に応じまして、当該補助金を交付するために必要な事項を定めております。当該規則に定めております、交付対象となる保護者に係る世帯区分、補助金額等につきましては、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいており、今回当該要綱が改正となり、国庫補助限度額等が見直しされたため、本市の当該規則を一部改正するものでございます。9ページをご覧ください。第3条第4項において、当該年度における市町村税の未申告者には、当該補助金を交付しないことが加えられました。続きまして10ページをご覧ください。別表第1において国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の国庫補助限度額に係る補助単価が引上げられたため、当該補助金額を改正したものでございます。また、幼稚園に同時に就園する第3子以降の園児につきまして

て、所得制限が撤廃されたため、11ページの別表1の上記以外の世帯欄の第3子以降が年額34万3,000円へ引上げております。続きまして11ページの備考をご説明させていただきます。平成24年度の当該交付規則におきましては、補助金の交付対象となる世帯の市町村民税の所得割額が、扶養の人数に係らず、一律となっておりますが、多子世帯においては、当該補助金が受け取れない場合も生じておりました。そこで当該世帯を救済するために、市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則を改正いたしまして、該当する世帯へ補助金を24年度交付したところでございます。平成25年度、今回の改正により、市町村民税所得割課税額を積算する方式を扶養する人数により所得制限額を変動させまして、多子世帯に配慮した方式に改めた結果、平成24年度に生じた多子世帯への課題が解消されました。当該補助金の交付額を決定するためには、扶養する人数により積算された市町村民税所得割課税額を求める必要があります。具体的には、5「第1基準に該当する世帯」でございますが、(2)2万1,300円に16歳未満の扶養の数を乗じた額と、(3)1万1,100円に16歳以上19歳未満の扶養の数を乗じた額を合算した額を市町村民税所得割課税額とし、補助金の対象となる保護者の世帯としたところでございます。例えば、16歳未満の扶養者が1人、16歳以上19歳未満の扶養者が2人の計3人扶養者世帯の場合、 $2万1,300円 \times 1人 = 2万1,300円$ と $1万1,100円 \times 2人 = 2万2,200円$ と3万4,500円を加えますと7万8,000円となり、この額が市町村民税所得割課税額となります。次に、6「第2基準に該当する世帯」でございます。同じように(2)1万9,800円に16歳未満の扶養の数を乗じた額と、(3)7,200円に16歳以上19歳未満の扶養の数を乗じた額を合算した額を市町村民税所得割課税額とし、補助金の対象となる保護者の世帯としたところでございます。例えば、16歳未満の扶養者が1人、16歳以上19歳未満の扶養者が2人の計3人扶養者世帯の場合、 $1万9,800円 \times 1人 = 1万9,800円$ と $7,200円 \times 2人 = 1万4,400円$ と17万1,600円を加えると20万5,800円となり、この額が市町村民税所得割課税額となります。その他、字句訂正等の条文整備を行うなど所要の改正をしております。以上、国の当該交付要綱の改正に伴いまして、補助単価の引上げ、多子世帯への経済的な負担軽減等を図るため、当該交付規則の一部を改正するものでございます。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第7号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

私立幼稚園等子育て支援金は、多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、平成19年度より実施されている事業でございます。私立幼稚園及び私立幼稚園類似施設に在園する園児が、その世帯において、第3子以降で、一定の所得制限以内の場合に、保護者が年間に支払った保育料から私立幼稚園就園奨励費補助金及び類似施設園児補助金を除いて、月額2万5,000円、年額30万円を限度に交付する補助金となっております。今回の規則の一部改正の要因といたしまして、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正となったことから、当該交付規則を一部改正するものでございます。17ページをご覧ください。市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正において、11ページの備考の第2基準でご説明した計算方法と同様に計算いたしまして、得られた額が当該世帯の市町村民税所得割課税額となります。当該補助金の交付額を決定するためには、扶養する人数により積算された市町村民税所得割課税額を求める必要がございます。具体的には、16歳未満の扶養者が1人、16歳以上19歳未満の扶養者が2人の計3人扶養者世帯の場合、 $1万9,800円 \times 1人 = 1万9,800円$ と $7,200円 \times 2人 = 1万4,400円$ と17万1,600円を加えると20万5,800円となり、この額が市町村民税所得割課税額となります。次に、18ページをご覧ください。支援金の交付特例の削除でございます。平成24年度の市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正により、平成23年度において、補助対象だった子ども3人以上の世帯が補助対象から外れた世帯がございました。その世帯を救済するため、当該交付規則を平成24年度に一部改正し、多子世帯の経済的負担の軽減を図りました。しかしながら、今回、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則が一部改正となったことから、当該規定の補助内容をカバーできることとなりました。従いまして、当該交付規則の支援金の特例を設ける必要がなくなり、当該規定を削除するものでございます。以上の他、字句の訂正等の条文整備をおこない、当該規則の一部改正をするものでございます。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。



○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第8号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 生涯学習振興課長

お手元の資料21ページから23ページをご覧くださいと思います。本案は、市川市社会教育委員のうち、同委員設置条例第2条第1項第1号によります「学校教育の関係者」の委員のうち1名につきまして辞意があったことに伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。具体的に申しますと、学校教育の関係者であります、市川市立第八中学校校長 佐藤 菊弥委員の後任といたしまして、市川市立第六中学校校長 丸山 賢治氏に委嘱するものでございます。解嘱につきましては、平成25年6月、今回の定例教育委員会の議決のあった日の前日といたしまして、委嘱につきましては、今回の定例教育委員会で議決のあった日とするものでございます。任期につきましては、前任者の残りの期間であります平成26年9月30日となります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第9号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 社会教育課長

議事日程の24ページ、25ページをご覧ください。公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものと社会教育法第29条に規定されております。今回、市川市公民館運営審議会委員の任期が満了となったことに伴い、「市川市公民館の設置及び管理に関する条例」第13条の規定に基づき、新たに委員の委嘱を必要とするため、提案させていただくものであります。任期につきましては、議決日から2年間とさせていただきます。なお、委嘱予定委員は、10名全員が前任期からの再任となっております。男女の構成内訳としましては男性6名、女性4名であり、平均年齢は61.8歳となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようです

すので、議案第9号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第10号 市川市博物館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 考古博物館長

7月4日をもって、市川市博物館協議会委員の任期が満了となりますことから、「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例」第8条の規定に基づきまして、新たに委員の委嘱が必要となったため、議案として提案するものでございます。27ページをお願いいたします。なお、新委員15名の候補者名簿につきましては、27ページのとおりでございます。学校教育関係者、1号委員、2名。社会教育関係者、2号委員、3名。学識経験者、3号委員が10名、計15名の候補者でございます。任期につきましては、平成25年7月5日より、平成27年7月4日までの2年間となります。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第11号 平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について及び議案第12号 平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規程により、採択業務が完了する8月31日まで、公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規程により討論を行わず公開しないことといたします。本件については本日の案件がすべて終了してから行います。続きまして報告に入ります。報告第5号 市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負契約に係る臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 教育施設課長

報告第5号「市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について」、5月27日に、臨時代理とさせていただきますので、

その内容について、ご報告申し上げます。資料は28ページから38ページでございます。はじめに、28ページをお願いいたします。本案件は、「市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負契約について」、「市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、契約の承認を市議会へ提案するもので、教育委員会に議案の作成に係る意見聴取がございまして、臨時代理をしたので報告するものでございます。次に、資料30ページをお願いします。工事名は、市川市立国分小学校校舎棟新築工事で、工事場所は、市川市東国分2丁目4番1号、請負代金は、8億1,165万円、契約方法は、総合評価一般競争入札、契約相手方は、千葉県市川市真間3丁目10番23号、株式会社 大城組 代表取締役社長 佐々木 建雄、工事概要は、鉄筋コンクリート造 地上3階建、建築面積 1,853.38㎡、延床面積 4,821.27㎡でございます。次に、資料32ページをお願いいたします。工期は、着工が、6月議会に諮りまして、議決後7日以内、完成は、平成26年8月29日を予定しております。なお、仮契約日は4月5日でございます。次に資料33ページをお願いいたします。入札の結果でございますが、開札年月日は、平成25年3月28日で、入札方法は、総合評価一般競争入札で行いました。予定価格は、8億2,935万4,050円で、入札結果は、2社が入札に参加し、総合評価一般競争入札の結果、予定価格内で評価値がもっとも高い、株式会社大城組が、落札となったものでございます。なお、上條建設株式会社につきましては、入札価格が予定価格を超えていたため、技術評価点及び評価値の算出は、行っていないものであります。落札者の経歴でございますが、市内の主な工事の実績といたしましては、「市川市立国分小学校給食室棟新築工事」、「市川市立鶴指小学校校舎耐震補強工事」を行っております。資料34ページから38ページに、案内図、位置図、平面図、立面図がございます。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

総合評価一般競争入札ですけれども、2社ということなんですが、こういう市の工事に対して、一般的に考えたら2社というのは少ないのではないかと。何か、ある一定の条件をクリアしたものとか、条件が。だからこうなってしまうのでしょうか。普段はもう少し入札希望者が多いのではないのか、その辺をお聞きしたいです。

○ 教育施設課長

一般競争入札でございますので、あくまでも想定になりますが、参加する意思がある会社が少なかったものと考えております。

○ 小林委員

では他の市の色々な工事で、学校以外にも市営住宅の耐震工事などがあり

ますが、ああいうものも市内の業者の能力からいって、そんなにたくさんの入札者があるわけではないんですか。

○ 教育施設課長

今までの耐震補強工事におきましても、2、3社程度の案件が多く、1社のみの参加案件もございます。

○ 小林委員

わかりました。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、報告第5号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1)平成25年度 市川市奨学生の決定についてを説明してください。

○ 就学支援課長

資料39ページをご覧ください。本件につきましては、5月20日、月曜日、午後2時より、平成25年度市川市奨学生選考委員会を開催し、奨学生の選考について審議いたしましたので、ご報告申し上げます。まず、奨学資金制度の概要から、簡単に触れさせていただきたいと思います。まず、目的でございますが、経済的な理由で高等学校又は高等専門学校の修学が困難な者に対し、奨学資金制度を設けることにより、教育の機会均等を図るものでございます。支給要件につきましては、7項目ございます。1点目は市内に住所を有する者、2点目は学校教育法に規定する高等学校又は高等専門学校に入学した者、3点目は学力優良、身体健康、品行方正及び志操堅実で成業の見込みのある者、4点目は経済的な理由により修学困難な者、5点目は他から奨学資金の支給又は貸付を受けていない者、6点目は出身中学校長又は在学高等学校長若しくは在学高等専門学校長の推薦者、7点目は奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定した者、以上が、支給要件でございます。なお、奨学生選考委員会は、私立学校関係者1名、公立高等学校関係者1名、市立中学校関係者1名、PTA連絡協議会関係者1名、民生委員児童委員協議会関係者2名、学識経験者2名、合計8名で構成され、奨学生の選考等に関し審議する諮問機関でございます。支給額につきましては、国公立の場合、月額9,000円、年額にして10万8,000円、私立の場合、月額1万5,000円、年額にして18万円でございます。財源につきましては、一般財源と大畑恣教育基金を活用しておりまして、25年度予算額は1,879万2,000千円、内訳といたしまして、一般財源979万2,000円、大畑恣教育基金900万円でございます。それでは、平成25年度奨学生の応募状況について、ご報告いたします。平成25年3月1日から3月29日にかけて奨学生を募集いたしましたところ、192人、内訳は公立105人、私立87人の応募がありました。応募者数は、近年、概ね160人前後で推移しておりましたが、昨年24年度は前年度比14人増の176人、25年度は前年度比16人増の192人となり、直近10年間の中で最も多

い応募者となっております。これは、依然として厳しい社会経済状況による影響をはじめ、様々な要因があるかと思いますが、広報いちかわや本市webサイトへの制度の紹介、市内の中学校と高校へのポスターの掲載等の周知活動の結果、奨学資金制度の認知度が上がってきているのではないかと考えております。最後に、平成25年度奨学生の選考結果について、ご報告いたします。奨学生の人数は、予算の範囲内と定められておりますことから、選考委員会におきまして、学力、家計状況、人物を総合的にご審議いただきました結果、135人、内訳として国公立77人、私立58人を、平成25年度奨学生として選考したところでございます。予算額では1,879万2,000円に対しまして、支給額1,875万6,000円でございます。奨学生の学力と家計の状況をご説明いたします。学力につきましては、平均いたしまして5段階で3.96でございます。家計の状況につきましては、収入200万円未満までの方は48人、全体で35.6%、200万円以上300万円未満までの方は36人・26.7%でございます。なお、平均収入は、約285万円でございます。選考委員会で検討を重ねましたところ、依然として厳しい社会経済状況を反映したかのような応募状況であったことが大きな要因となり、家計の状況が厳しい方を中心に選考した結果となりました。「平成25年度市川市奨学生の決定」のご報告につきましては、以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に（2）平成25年度における教科書展示会についてを説明してください。

○ 指導課長

議事日程40ページをご覧ください。平成25年度の教科書展示会は、現在使用しております小中学校の教科書及び平成26年度特別支援教育関係の教科書見本を展示する予定でございます。展示会の期間は6月14日から6月30日までと第2回目としまして、7月23日から8月31日までの2回開催いたします。時間はいずれも午前10時から午後5時まで、場所はそれぞれ教育センターと文学ミュージアム資料室でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に（3）平成25年度 中学生海外派遣事業についてを説明してください。

○ 指導課長

議事日程41ページをご覧ください。本年度は市川市立第六中学校の丸山賢治校長を団長として、市川市立大洲中学校の川俣 興一教諭、市川市立福栄中学校の長崎 文教諭の引率により、お手元の資料にございますとおり、7月21日から8月4日までの14泊15日で実施されます。既に5月18日に派遣生徒及び保護者への説明会は終了しました。生徒及び引率教員は出発まで毎週末の土曜日に語学研修やドイツの歴史文化についての班別課題研究、さ

らに現地ローゼンハイム市で訪問する生徒が主催します「さよならパーティー」での催し物の練習や準備など、出発に向けて準備を進めているところでございます。派遣期間中は現地の家庭へホームステイをし、現地の学校への体験通学のほか、日本の伝統文化を紹介する「日本DAY」の開催やドイツの歴史的な名所旧跡の見学等もプログラムに取り入れる予定でございます。また、メートヒェン・リアルシューレ校のホストファミリーを招き、ペンションでさよならパーティーをし、さらに交流を深める予定でございます。この16名の中学生達がドイツでの派遣を通しまして、コミュニケーション能力や国際感覚を身に付け、日本文化の良さを再発見するなど、将来、市川市の国際交流活動の担い手として、活躍してくれることを願っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で審議が終了いたしましたので、これより議案第11号及び議案第12号の審議に入りますが、会議規則第10条の規程により、指定する方以外は退席をお願いします。教育次長、各部部長、次長、指導課長、教育政策課長以外の方は退席してください。これにて暫時休憩いたします。

— 休 憩 —

○ 宇田川委員長

議事を再開いたします。議案第11号 平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

お手元の資料の1ページから5ページをご覧ください。平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約につきまして、案のとおりご承認いただきたく、委員会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、教科用図書採択地区につきましては「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に設置が定められており、本市は千葉県教育委員会により、浦安市との2市による葛南西部採択地区が設定されております。採択地区協議会は地区内の教育委員会が同一の教科書を採択するための協議を行うため、その規約に関しては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。よって、市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提案するものでございます。なお、本年度は平成26年度使用の教科用図書のうち、特別支援学校や特別支援学級など特別支援教育において使用する教科書の一部採択を行うものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。ご異議はございませんか。

- 他の委員  
異議なし。
- 宇田川委員長  
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。
- 宇田川委員長  
次に議案第12号 平成25年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 指導課長  
資料6ページ、7ページをご覧ください。提案理由といたしましては、教科書採択にあたりまして採択地区協議会において教育委員会の意思を反映する必要があり、そのため、採択地区協議会の委員を選任することとなっております。よって、市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提案するものです。したがって、先に議決いただきました葛南西部採択地区協議会規約第4条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。
- 宇田川委員長  
以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員  
異議なし。
- 宇田川委員長  
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。
- 宇田川委員長  
本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。
- 他の委員  
ございません。
- 宇田川委員長  
それでは、これもちまして平成25年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時45分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

内田 茂男

委員

小林 正貫